



ビューローベリタス関東4事務所（東京新宿、東京御茶ノ水、立川、横浜）をいつもご利用いただきありがとうございます。
最新情報をお知らせいたします。

– INDEX –

【トピックス】

- ◆ 手数料改定のお知らせ（令和4年8月1日～）
- ◆ 建築基準法の一部改正について
- ◆ 建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.32 | 飲食店 | 飲食店の避難規定を極めるんだポン！

【最新情報（法令・地域条例）】

<国交省関連>

- ◆ 建築基準法第60条第2項の歩廊の柱その他これに類するものを指定する件について

<地域条例等>

- ◆ 東京都練馬区/東京都建築安全条例第7条の3第1の規定による防火規制の区域指定について
- ◆ 東京都新宿区/新宿区擁壁・がけ改修工事費助成制度の周知について
- ◆ 神奈川県大和市/準防火地域の拡大について
- ◆ 神奈川県横浜市/「建築協定等手続状況届出書」に添付される地区計画等の各種手続済書類の変更について
- ◆ 関東以外の地域について

▼関東4事務所からヒトコト

- ◆ 東京新宿事務所 審査部長 若山より

【インフォメーション】

- ◆ 学校施設の非構造部材耐震点検について
- ◆ 建築設計事務所様からの定期報告（建築基準法 第12条）業務のご依頼を承ります
- ◆ 建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介
- ◆ コラム「CASBEE 評価認証 2022年の動向」
- ◆ 技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

トピックス

手数料改定のお知らせ（令和4年8月1日～）

ビューローベリタスでは、近年の建築基準法等の改正による審査・検査に要する業務量の増加に伴い、またお客様への影響および取り巻く情勢に鑑み、段階的に価格改定を実施しております。

このたび令和4年8月1日に手数料を下記のとおり改定することといたしましたのでお知らせいたします。

対象業務	改定内容	改定日
建築確認検査業務および仮使用認定業務	手数料の一部	令和4年8月1日

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/news/220707.html>

建築基準法の一部改正について

2050 年カーボンニュートラル、2030 年度温室効果ガス 46%排出削減（2013 年度比）の実現に向けて、エネルギー消費量の約 3 割を占める建築物分野における省エネ対策の徹底と、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じて脱炭素社会の実現に寄与するなどの目的で、2022 年 6 月 17 日に「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されました。この法律に含まれている建築基準法の一部改正について、その概要を紹介します。

→詳しくはこちら https://www.bvjc.com/news/news_detail/220715.html

建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.33 | 飲食店 | 飲食店の避難規定をさらに極めるんだポン！

建築のプロに必要な情報をタイムリーに提供する専門誌「建築知識」2022 年 8 月号（2022 年 7 月 20 日発行/株式会社エクスナレッジ）に、弊社社員が記事を執筆しました。

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/news/220720.html>

最新情報（法令・地域条例）

国交省関連

●建築基準法第 60 条第 2 項の歩廊の柱その他これに類するものを指定する件について

「建築基準法第 60 条第 2 項の歩廊の柱その他これに類するものを指定する件」(令和 4 年国土交通省告示第 741 号。以下「告示」という)は、令和 4 年 7 月 6 日に公布され、同日に施行されることとなりましたので、その運用等について下記のとおり通知します。なお、都道府県建築行政主務部長、特定行政庁および地方整備局長指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

→続きはこちら <https://www.bvjc.com/news/ordinance/mlit.html#m220726>

地域条例等

●東京都練馬区/東京都建築安全条例第 7 条の 3 第 1 の規定による防火規制の区域指定について

このたび、練馬区は、田柄地区、富士見台駅南側地区、下石神井地区において東京都建築安全条例第 7 条の 3 に基づく新たな防火規制の区域指定が、令和 4 年 6 月に東京都により告示され、令和 4 年 7 月 1 日に施行されました。施行日以降に区域内で建築物の建築を行う場合は一定の防火性能を持つ、耐火、準耐火建築物等とすることが求められます。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

練馬区建築・開発担当部建築審査課建築調整係 電話:03-5984-1906

●東京都新宿区/新宿区擁壁・がけ改修工事費助成制度の周知について

新宿区では大雨や地震による被害を未然に防ぐため、敷地の耐震化に向けた、擁壁・がけの改修工事費に対する助成等を行っています。擁壁・がけの改修は、建築物の更新と合わせて行うことが効果的であることから、区では建築確認に関する相談の機会に合わせて、助成制度の利用等について働きかけを行っています。

助成対象要件：

【対象となる工事】高さ 1.5m 以上の擁壁新設工事又は造り替え工事

【対象者】擁壁等の所有者である個人若しくは中小企業者、所有者の承諾を得て擁壁改修工事を行う借地権者または所有者の親族

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

新宿区都市計画部建築指導課構造設備担当

●神奈川県大和市/準防火地域の拡大について

このたび、大和市では、大規模地震の火災による延焼被害を軽減するため、新たに第一種低層住居専用地域に準防火地域を指定することを検討しています。今後、法令等に基づく手続きを進め、令和5年2月1日に都市計画の変更の告示を予定しておりますのでご通知いたします。告示日以降に第一種低層住居専用地域内で工事を着する場合は、準防火地域の仕様にする必要があります。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号

担当：建築審査係 有賀 電話:046-260-5434 メール:ma_kench@city.yamato.lg.jp

●神奈川県横浜市/「建築協定等手続状況届出書」に添付される地区計画等の各種手続済書類の変更について

横浜市中で運用している地区計画等の届出、協議のオンライン対応が開始されます。それに伴い、建築確認の申請書とあわせて提出をお願いしている「建築協定等手続状況報告書（横浜市 建築基準法施行細則第4条の2の2）の第二面の各種手続に関する様式が一部変更されることについてお知らせいたします。

※オンラインでの手続開始後も、これまでと同様の窓口での紙面による手続きも継続します。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

都市整備局地域まちづくり課 担当 森岡、山崎 電話:045-671-2939

建築局建築指導部建築指導課意匠担当 電話:045-671-4552

関東以外の地域について

●岐阜県岐阜市/中間検査の実施期間の延長について

建築基準法による中間検査の実施に関する告示（平成19年岐阜市告示第100号）を下記のとおり改正し、令和4年6月20日から施行するため通知します。

中間検査を行う期間：

改正前平成19年6月20日から15年間とする。改正後平成19年6月20日から18年間とする。

補足：未改正となっていた条ずれを同時に改正しました。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

岐阜市 まちづくり推進部建築指導課 担当 権田・林 電話:058-265-4141 内線 3710

●静岡県静岡市/静岡都市計画の決定および変更について

静岡市では令和4年4月15日に、次の都市計画を変更しました。都市計画の図書は、都市計画課（市役所静岡庁舎新館7階）にて閲覧できます。

- ・静岡都市計画区域区分
- ・静岡都市計画用途地域
- ・静岡都市計画特別用途地区
- ・静岡都市計画高度地区
- ・静岡都市計画防火地域および準防火地域
- ・静岡都市計画風致地区 三保久能海岸風致地区
- ・静岡都市計画道路（PDF形式：3,074KB）
 - 3・2・3号 本通線
 - 3・3・4号 流通センター中央線
 - 3・4・23号 下大谷線
 - 3・4・26号 南幹線
 - 3・4・28号 塚間羽衣線
 - 3・5・74号 羽衣海岸線
 - 3・4・108号 東静岡南口環状線
- ・静岡都市計画公園 7・5・3号 羽衣公園

- ・静岡都市計画下水道 公共下水道
- ・静岡都市計画地区計画 清水三保羽衣地区計画
- ・静岡都市計画地区計画 東静岡地区計画

下記ウェブサイトよりご確認ください

https://www.city.shizuoka.lg.jp/299_000133.html

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

静岡市都市局 都市計画部 都市計画課 土地利用計画係 電話:054-221-1409

●兵庫県／空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例の施行に伴う建築物の敷地に関する地域地区等の調査に関する取扱いについて

兵庫県は令和4年6月10日付け建指第1395号「空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例の施行に伴う建築物の敷地に関する地域地区等の調査に関する取扱いについて」を特定行政庁である関係市町建築行政等主務部(局)長宛てに通知をいたしました。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

兵庫県まちづくり部建築指導課 建築指導班 担当:大橋

電話:078-341-7711 (内線 4720) FAX:078-362-4455 メール:kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp

●兵庫県/土砂災害特別警戒区域の解除について

兵庫県では下記の土砂災害特別警戒区域について指定を解除いたしました。

- 1.解除地区：神戸市 北区大原地区、垂水区潮見が丘地区
- 2.解除区域数および公示日等：土砂災害特別警戒区域 2箇所(急傾斜)、令和4年6月28日兵庫県告示第791・792号

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

神戸県民センター神戸土木事務所管理課 電話:078-737-2135

兵庫県砂防課管理班 澁谷 電話:078-341-7711(代) 内線:4463

●広島県広島市/広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部が改正されました。改正された地区は 平和大通り地区・リバーフロント地区・都心幹線道路沿道地区・瀬野4丁目地区計画となります。

下記ウェブサイトよりご確認ください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/140/456.html>

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島市建築指導課 第一指導係 電話:082-504-2287

●広島県広島市/土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定等について

広島市では土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等が指定されました。

下記ウェブサイトよりご確認ください。

<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/>

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

建築指導課 第二指導係 電話:082-504-2288

●福岡県福岡市/「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」における申請手続き漏れについて

福岡市の指定区域内では「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」、「福岡市自転車等駐車場の附置および建設奨励に関する条例」（以下、「附置義務条例」という。）に基づき、一定規模以上の建築物に対して、駐車場、駐輪場の附置義務があります。先般、附置義務条例に基づく申請手続きが行われていないと思われる事案が発

生しましたので改めて下記お伝えいたします。

1. 附置義務の申請者は建築確認申請前に福岡市道路下水道局管理部駐車場施設課の審査を受けること。
2. 建築確認の申請者は、建築確認申請書副本に、附置義務審査願概要書および承認図（いずれも偽造防止用紙に印刷されたもの）の原本を添付し、建築確認申請書正本に、附置義務審査願概要書および承認図のコピーを添付すること。
3. 附置義務条例は駐車場法第20条に基づくものであり、建築確認の申請者および指定確認検査機関は、建築基準関係規定となることに留意すること。
4. 指定確認検査機関は、建築確認申請時、上記2の図書が添付されていることを確認すること。
5. 指定確認検査機関は完了検査時、完了届兼確認書に駐車場施設課長印が押印されていることを確認すること。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

福岡県福岡市道路下水道局管理部駐車場施設課 担当：柴田、水落 電話：092-711-4443 FAX：092-73-5864

●鹿児島県鹿児島市/浄化槽の設置計画を有する建築物に係る完了検査申請について

1. 浄化槽の設置計画を有する建築物に係る完了検査申請又は完了の通知を行おうとする者は、浄化槽工事完了報告書（様式11）を2部提出すること。
2. 指定確認検査機関は上記の浄化槽工事完了報告書が添付されていることを確認すること。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

鹿児島県鹿児島市建築指導課 審査係 電話：099-216-1359(直通)

関東 4 事務所からヒトコト

東京新宿事務所 若山より

暑さの厳しい折、いかがお過ごしでしょうか。日頃は大変お世話になり、ありがとうございます。

この暑さをものともせず、花壇のひまわりが元気に咲き乱れています。夏バテなどされませんようご自愛くださいませ。

東京新宿事務所 審査部長 若山 雄一

インフォメーション

学校施設の非構造部材耐震点検について

非構造部材の耐震対策を一層推進するために、平成27(2015)年3月に、学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）が発行されています。

これまでの非構造部材耐震点検の取り組みと、研究結果や大震災以降の告示を踏まえ、地震時に非構造部材による被害が生じないよう、錆やひび割れなどの劣化状況や部材の取付工法の確認を行い、危険性を把握し、予防的対策に結び付けることが目的です。

→詳しくはこちら <https://www.buil-repo.com/school/>

建築設計事務所様からの定期報告（建築基準法 第12条）業務のご依頼を承ります

- ✓ 建物オーナー等の発注者から依頼を受けても忙しくてお断りしている
- ✓ 手に負えない規模や、遠方エリア案件がある
- ✓ 人員不足の中、外注化して定期報告ビジネスを拡大したい
- ✓ 外壁打診調査など関連サービス※1のみを外注化したい

→詳しくはこちら <https://www.buil-repo.com/outsource/>

建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介

ビューローベリタスでは 2011 年に建物の定期検査サービスをスタートし、現在は年間 8,500 件（建築基準法 第 12 条 定期報告 7,800 件を含む、業界 No.1 実績*）の検査を実施しております。* 2020 年の年間検査実績／当社調べ

特定建築物定期調査のほか、建築設備定期検査、学校施設の非構造部材耐震点検、防火設備定期検査、防災・防火・消防設備・消防点検報告そして電気保安管理業務も行っております。

→建物・設備の定期検査についての詳細はこちら <https://www.buil-repo.com/>

コラム「CASBEE 評価認証 2022 年の動向」

ESG 投資の一つとして、総合的建築物環境認証の CASBEE 評価認証の件数が年々飛躍的に伸びています。本コラムでは、CASBEE 評価認証物件の傾向（用途・ランク）について解説します。

→続きはこちら <https://kansa.bvjc.com/news/column/2022/220715.html>

技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

技術監査事業部では、建物の環境や快適性を評価認証する、CASBEE 評価認証、LEED 認証適合性検証、WELL 認証適合性検証、また、遵法性調査、法適合状況調査、テクニカル・デューデリジェンス®、品質監査（QATA）などを行っています。

→技術監査サービスについての詳細はこちら <https://kansa.bvjc.com/>

※※Newsmail の情報・リンク先等は 2022 年 7 月 21 日現在の情報です。※※
ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部

東京新宿事務所 【MAIL】	TEL: 03-5325-7338	FAX:03-3342-8515
東京御茶ノ水事務所 【MAIL】	TEL: 03-5577-8382	FAX:03-5577-8421
立川事務所 【MAIL】	TEL: 042-548-0251	FAX:042-548-0252
横浜事務所 【MAIL】	TEL: 045-440-1650	FAX:045-451-5215

ウェブサイト: [Bureau Veritas Japan](#) | [建築確認](#)

(C) 2022 Bureau Veritas Japan